

令和7年度 敦賀市結婚新生活支援事業 早婚夫婦支援事業のご案内

敦賀市では、結婚に伴う新生活のスタートアップに向けたさらなる支援のため、29歳以下の夫婦に対して支援金を給付します。

1 支給対象者

以下のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ② 婚姻時に、夫婦双方の年齢が39歳以下であること、かつ夫婦の双方又は一方の年齢が29歳以下であること
- ③ 夫婦の所得を合わせて500万円未満であること※

※所得は申請時における最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額
※奨学金を返還している場合は、世帯の所得から年間返済額を控除

2 支給額

1 世帯当たり **30万円**

※夫婦の双方又は一方の年齢が25歳以下の場合 **40万円**

3 支給要件

- ・申請時に、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が、敦賀市の住所となっていること
- ・過去にこの制度に基づく支援金を受けたことがないこと
- ・市税の滞納がないこと

お問い合わせ 敦賀市役所 子育て政策課

電話 0770(22)8125

メール kosodate-seisaku@ton21.ne.jp

申請方法

指定の申請書に、次の必要書類を添付し、市役所子育て政策課まで提出してください。

申請期限：令和8年2月27日（金）まで

※令和8年2月28日～令和8年3月31日に婚姻予定の方は事前にご相談ください。

必要書類

○婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明）

○世帯の住民票

○申請者及び配偶者の所得証明書

○申請者及び配偶者の納税証明書

※上記○の4点は、市がこの補助金の申請の事務処理に必要な範囲において、申請者及び配偶者の戸籍、住民票、所得、市税等の納付状況について確認することに同意される場合は、添付不要です。※転入時期等により添付の省略ができない場合があります。

なお、本籍が敦賀市以外の方は、婚姻を証明する書類は省略できません。

※申請書類は、市役所子育て政策課にてお渡しします。

敦賀子育て支援情報サイト「KOSODATE TSURUGA」からも、ダウンロードできます。

詳しくは、敦賀市役所 子育て政策課まで、お問い合わせください。

